

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

			申請日	令和 6年 9月 1日		
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号	八 代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33年 3月 3日 昭・平	
	住所	八代市松江城町1-25				
	電話番号	0965-33-4113		個人番号		
記入者 (代筆者)	氏名	本 人		電話番号		
	住所			※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要		
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇 〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △	本店 支店 支所	種別 普通 ・ 当座
	口座番号	1234567		口座名義 (カタカナ)	コクホ タロウ	
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり _____ に委任いたします。 申請者(世帯主) _____ 印 (代筆者 _____)					
承諾事項	☒ 今後、高額療養費が発生した際は上記の振込先口座に振り込むこと。ただし、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に戻ることを。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。(国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎					

《市使用欄》

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
☐ 有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

			申請日	令和 6 年 9 月 1 日		
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号	八 代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33 年 3 月 3 日 昭・平	
	住所	八代市松江城町 1 - 25				
	電話番号	0965-33-4113		個人番号		
記入者 (代筆者)	氏名	国保 花子		電話番号		
	住所			※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要		
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇 〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △	本店 支店 支所	種別 普通 ・ 当座
	口座番号	1234567		口座名義 (カタカナ)	コクホ タロウ	
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり _____ に委任いたします。 申請者(世帯主) _____ 印 (代筆者 _____)					
承諾事項	☒ 今後、高額療養費が発生した際は上記の振込先口座に振り込むこと。ただし、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に戻ることを。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。 (国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎					

《市使用欄》

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

			申請日	令和 6 年 9 月 1 日		
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号	八 代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33 年 3 月 3 日 昭・平	
	住所	八代市松江城町 1 - 25				
	電話番号	0965-33-4113		個人番号		
記入者 (代筆者)	氏名	八代 次郎		電話番号	0965-33-4111	
	住所	八代市千丁町新牟田 1502 - 1		※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要		
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇 〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △ 本店 支店 支所	種別	普通 ・ 当座
	口座番号	1234567		口座名義 (カタカナ)	コクホ タロウ	
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり _____ に委任いたします。 申請者(世帯主) _____ 印 (代筆者 _____)					
承諾事項	☒ 今後、高額療養費が発生した際は上記の振込先口座に振り込むこと。ただし、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に帰ること。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。 (国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎					

＜市使用欄＞

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
☒ 有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

				申請日	令和 6年 9月 1日	
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号	八 代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33年 3月 3日 昭・平	
	住所	八代市松江城町1-25				
	電話番号	0965-33-4113		個人番号		
記入者 (代筆者)	氏名	本 人		電話番号		
	住所			※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要		
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇 〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △	本店 支店 支所	種別 普通 当座
	口座番号	6543210		口座名義 (カタカナ)	コクホ ハナコ	
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり 国保 花子 に委任いたします。 申請者(世帯主) 国保 太郎 (代筆者 国保 太郎)					
承諾事項	☒ 今後、高額療養費が発生した際は上記の振込先口座に振り込むこと。ただし、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に戻ることを。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。(国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎					

＜市使用欄＞

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
☐ 有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

		申請日		令和 6年 9月 1日	
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号 八代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33年 3月 3日 昭・平
	住所	八代市松江城町1-25			
	電話番号	0965-33-4113		個人番号	
記入者 (代筆者)	氏名	国保 花子		電話番号	
	住所			※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要	
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △ 本店 支店 支所	種別 普通 当座
	口座番号	6543210		口座名義 (カタカナ)	コクホ ハナコ
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり 国保 花子 に委任いたします。 申請者(世帯主) 国保 太郎 (代筆者 国保 花子)				
承諾事項	原則として世帯主本人が記入してください ☒ 今後、高額療養費が支給され、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に戻ることを。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。(国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎				

<<市使用欄>>

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			

国民健康保険高額療養費支給申請書 兼 口座登録申請書

(あて先) 八代市長
下記のとおり申請します。

		申請日		令和 6年 9月 1日	
申請内容		新規 ・ 口座変更 ・ 取消		記号番号 八 代 123456	
申請者 (世帯主)	氏名	国保 太郎		生年月日	明・大 33年 3月 3日 昭・平
	住所	八代市松江城町1-25			
	電話番号	0965-33-4113		個人番号	
記入者 (代筆者)	氏名	八代 次郎		電話番号	0965-33-4111
	住所	八代市千丁町新牟田1502-1		※世帯主本人または同世帯の方の場合、電話番号・住所の記入不要	
振込先 ※原則として世帯主名義	金融機関	〇 〇 銀行 信金 労金 農協 信組		△ △ 本店 支店 支所	種別 普通 当座
	口座番号	6543210		口座名義 (カタカナ)	コクホ ハナコ
委任状 ※世帯主以外の口座の場合	高額療養費の受け取りを上記口座のとおり 国保 花子 に委任いたします。 申請者(世帯主) 国保 太郎 (代筆者 八代 次郎)				
承諾事項	原則として世帯主本人が記入してください ☒ 今後、高額療養費 に対し、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合等は、自動振込が停止され申請制に戻ることを。 ☒ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、上記の振込先口座に振り込むこと。 ☒ 振込先口座を変更する際は、必ず届け出ること。 ☒ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ずその旨を届け出ること。(国民健康保険法施行規則第32条の6) ☒ 地方単独公費(重度医療・ひとり親医療等)にかかる高額療養費が発生した場合は八代市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費担当課に振り替えること。 ☒ 高額療養費支給後、医療機関から八代市への請求金額に変更があり世帯主へ不当利得が発生する場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。(民法第505条) ☒ 支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、八代市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、すべての承諾事項に了承の上で高額療養費の支給申請を希望します。 世帯主氏名 国保 太郎				

《市使用欄》

滞 納	記入者確認	支給開始診療月	入力確認	入 力	受 付
有 ・ 無 ※有の場合 受領委任提出 ☐	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()	月診療分			